

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 12 月 1 日作成)

処 分 名		公費負担に関する確認申請
根拠法令(例規)及び条項		美唄市議会議員及び美唄市長選挙における選挙運動の公費負担に関する規程第 4 条
法令(例規)番号		平成 6 年 12 月 28 日選挙管理委員会告示第 13 号
関係条項		美唄市議会議員及び美唄市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 4 条、第 8 条、第 11 条
所管課係名		選挙管理委員会選挙係
審 査 基 準	基 準	規程第 4 条の規定による。 (選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する確認申請等) 第 4 条 候補者(前条の届出をした者に限る。以下同じ。)は、公費負担条例第 4 条第 2 号イ、第 8 条又は第 11 条の規定による確認を受けようとする場合には、別記第 2 号様式による確認申請書を委員会に提出しなければならない。 2 委員会は、前項の確認をした場合には、当該候補者に対し、別記第 3 号様式による確認書を交付しなければならない。 第 4 条 候補者(前条の届出をした者に限る。以下同じ。)は、公費負担条例第 4 条第 2 号イ又は第 8 条第 4 条第 2 号イ、第 8 条又は第 11 条の規定による確認を受けようとする場合には、別記第 2 号様式による確認申請書を委員会に提出しなければならない。 [公費負担条例第 4 条第 2 号][第 8 条][別記第 2 号様式] 2 委員会は、前項の確認をした場合には、当該候補者に対し、別記第 3 号様式による確認書を交付しなければならない。 [別記第 3 号様式]
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標準処理期間		1 日
備 考		「美唄市議会議員及び美唄市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程(平成 30 年 8 月 1 日選挙管理委員会告示第 4 号 平成 31 年 3 月 1 日施行)」において改正したものを基準とする。なお、施行日前の処分については従前の例による。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	選挙事務所の閉鎖命令	
根拠法令(例規)及び条項	美唄市選挙事務取扱規程第 102 条	
法 令 (例 規) 番 号	昭和 63 年 6 月 1 日選挙管理委員会告示第 3 号	
関 係 条 項	公職選挙法第 134 条第 1 項、第 2 項、同法第 131 条第 1 項、3 項、同法第 132 条	
所 管 課 係 名	選挙管理委員会選挙係	
審 査 基 準	基 準	(選挙事務所の閉鎖命令) 第百三十四条 第百三十条第一項、第百三十一条第三項又は第百三十二条の規定に違反して選挙事務所の設置があると認めるときは、市町村の選挙以外の選挙については当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会又は当該選挙事務所が設置された都道府県の選挙管理委員会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会又は当該選挙事務所が設置された都道府県の選挙管理委員会）又は当該選挙事務所が設置された市町村の選挙管理委員会、市町村の選挙については当該市町村の選挙管理委員会は、直ちにその選挙事務所の閉鎖を命じなければならない。 2 第百三十一条第一項の規定による定数を超えて選挙事務所の設置があると認めるときは、その超過した数の選挙事務所についても、また前項と同様とする。
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間	1 日	
備 考		

申請に対する処分 の 審査基準 ・ 標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		違反文書図画の撤去命令
根拠法令(例規)及び条項		美唄市選挙事務取扱規程 第 116 条
法 令 (例 規) 番 号		昭和 63 年 6 月 1 日選挙管理委員会告示第 3 号
関 係 条 項		公職選挙法第 147 条
所 管 課 係 名		選挙管理委員会選挙係
審 査 基 準	基 準	(文書図画の撤去) 第百四十七条 都道府県又は市町村の選挙管理委員会は、次の各号のいずれかに該当する文書図画があると認めるときは、撤去させることができる。この場合において、都道府県又は市町村の選挙管理委員会は、あらかじめ、その旨を当該警察署長に通報するものとする。 一 第百四十三条、第百四十四条又は第百六十四条の二第二項若しくは第四項の規定に違反して掲示したもの 二 第百四十三条第十六項に規定する公職の候補者等若しくは後援団体が当該公職の候補者等若しくは後援団体となる前に掲示された文書図画で同項の規定に該当するもの又は同項の公職の候補者等若しくは後援団体に係る同条第十九項各号の区分による当該選挙ごとに当該各号に定める期間前若しくは期間中に掲示したポスターで当該期間中において同条第十六項の規定に該当するもの 三 第百四十三条の二の規定に違反して撤去しないもの 四 第百四十五条第一項又は第二項（第百六十四条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して掲示したもの 五 選挙運動の期間前又は期間中に掲示した文書図画で前条の規定に該当するもの
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		1 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		違反文書図画の撤去命令
根拠法令(例規)及び条項		美唄市選挙事務取扱規程 第 144 条
法 令 (例 規) 番 号		昭和 63 年 6 月 1 日選挙管理委員会告示第 3 号
関 係 条 項		公職選挙法第 147 条、第 201 条の 11 第 11 項、第 201 条の 14 第 2 項、美唄市選挙事務取扱規程第 116 条
所 管 課 係 名		選挙管理委員会選挙係
審 査 基 準	基 準	(文書図画の撤去) 第百四十七条 都道府県又は市町村の選挙管理委員会は、次の各号のいずれかに該当する文書図画があると認めるときは、撤去させることができる。この場合において、都道府県又は市町村の選挙管理委員会は、あらかじめ、その旨を当該警察署長に通報するものとする。 一 第百四十三条、第百四十四条又は第百六十四条の二第二項若しくは第四項の規定に違反して掲示したもの 二 第百四十三条第十六項に規定する公職の候補者等若しくは後援団体が当該公職の候補者等若しくは後援団体となる前に掲示された文書図画で同項の規定に該当するもの又は同項の公職の候補者等若しくは後援団体に係る同条第十九項各号の区分による当該選挙ごとに当該各号に定める期間前若しくは期間中に掲示したポスターで当該期間中において同条第十六項の規定に該当するもの 三 第百四十三条の二の規定に違反して撤去しないもの 四 第百四十五条第一項又は第二項（第百六十四条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して掲示したもの 五 選挙運動の期間前又は期間中に掲示した文書図画で前条の規定に該当するもの
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		1 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		証票の交付
根拠法令(例規)及び条項		政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する事務取扱規程 第 3 条
法 令 (例 規) 番 号		昭和 56 年 4 月 28 日選挙管理委員会告示第 11 号
関 係 条 項		同規程第 2 条
所 管 課 係 名		選挙管理委員会選挙係
審 査 基 準	基 準	(証票の交付等) 第 3 条 委員会は、前条の証票交付申請書の内容等を審査し、適正であると認めたときは、速やかに当該申請書に証票を交付するものとする。 2 委員会は、前条の規定により証票を交付したときは、第 4 号様式の台帳に必要な事項を記録するものとする。
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		1 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		証票の再交付
根拠法令(例規)及び条項		政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する事務取扱 規程 第 5 条
法 令 (例 規) 番 号		昭和 56 年 4 月 28 日選挙管理委員会告示第 11 号
関 係 条 項		同規程第 3 条
所 管 課 係 名		選挙管理委員会選挙係
審 査 基 準	基 準	準用する規程第3条の規定による。 (証票の交付等) 第 3 条 委員会は、前条の証票交付申請書の内容等を審査し、適正であると認めたときは、速やかに当該申請書に証票を交付するものとする。 2 委員会は、前条の規定により証票を交付したときは、第 4 号様式の台帳に必要な事項を記録するものとする。
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		1 日
備 考		